

公立大学法人周南公立大学における研究に携わる者の行動規範

(令和4年4月1日制定)

公立大学法人周南公立大学において研究活動をおこなう者（以下「研究者」という）、及び本学の研究活動を担う者（以下「教職員等」という）、に求められる行動規範を以下に定める。これら、本学の研究に携わる全ての者は、この規範に則って行動しなければならない。

1. 教職員等の責務：本学における教育・研究活動が学生からの納入金，科学研究費補助金などの国費や外部から受け入れた貴重な資金によって支えられていることを自覚し，その活動を通じて社会の負託に応え，大学の使命と役割を遂行していく責務を有する。

2. 研究者の責任：研究者は 保障されている「学問の自由」が責任を伴うものであることを自覚し，知の探求を通じて社会に貢献する責任を有する。そして，常に自己の専門分野の進展に関心を持ちつつ専門知識や技術の質を担保するとともに，学術研究に精励し，その成果を教育に反映させていく必要がある。

3. 法令の遵守：研究者及び教職員等は研究に係るあらゆる行動において，社会の負託に応え，高等教育・研究に携わる者として，法令及び大学内外の関係規則を遵守する。

4. 適正な研究費の使用：研究者は高い倫理観を保ちつつ，負託された研究費をそれぞれの規程に基づき適正に使用する。また教職員等は，不正使用防止のため，適切な管理・監査の体制を整備し，透明性の高い運営を推し進める。

5. 研究者が研究を実施するにあたって守るべきその他の倫理：

- ① 他の研究者の学問的立場を尊重し，公正な評価を旨とするとともに，自身への意見や批判には誠実に対応する。
- ② 高い倫理観を保持し，ねつ造，改ざん，盗用他いかなる不正行為も行わない。
- ③ 研究活動の透明性を確保しつつ，研究成果の公表と説明責任の遂行を旨とする。
- ④ 人種・性・地位・思想・宗教などによって個人を差別せず，科学的方法に基づき公平に対応して，個人の自由と人格を尊重する。
- ⑤ 研究への協力者の人格・人権を尊重し，福利に配慮する。動物などに対しては，真摯な態度でこれを扱う。
- ⑥ 私的利益を目的として研究を行わない。報酬を伴う研究その他の活動は，大学の了解に基づいて行う。
- ⑦ 自らの研究・審査・評価・判断などにおいて，個人と組織，あるいは異なる組織間の利益の相反に十分注意を払い，公共性に配慮しつつ適切に対応する。